

売却区分番号	879-1		
見積価額	¥1,787,000	公売保証金	¥200,000
財産の表示	<p>1 リゾート会員権 東京ベイコート倶楽部 ベイスイート 12泊タイプ 数量 1</p> <p>2 不動産共有持分 (一棟の建物の表示) 所在 東京都江東区有明三丁目 1番地5 建物の名称 東京ベイコート倶楽部 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付26階建 床面積 1階 7201.86㎡ 2階 4138.12㎡ 3階 1762.59㎡ 4階 3300.12㎡ 5階 1774.47㎡ 6階 1774.47㎡ 7階 1774.47㎡ 8階 1774.47㎡ 9階 1774.47㎡ 10階 1774.47㎡ 11階 1774.47㎡ 12階 1774.47㎡ 13階 1774.47㎡ 14階 1774.47㎡ 15階 1774.47㎡ 16階 1774.47㎡ 17階 1774.47㎡ 18階 1774.47㎡ 19階 1774.47㎡ 20階 1774.47㎡ 21階 1774.47㎡ 22階 1774.47㎡ 23階 1958.71㎡ 24階 1474.80㎡ 25階 525.83㎡ 26階 980.75㎡ 地下1階 8831.14㎡ 地下2階 951.03㎡</p> <p>(敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 1 所在及び地番 東京都江東区有明三丁目 1番5 地目 宅地 地積 10552.34㎡ (専有部分の建物の表示) 家屋番号 有明三丁目 1番5の81 建物の名称 81 種類 客室 構造 鉄骨造1階建 床面積 4階部分 944.86㎡ (敷地権の表示) 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 3306612分の98624 持分 450分の1</p>		

公売財産2については、登記簿による表示

売却区分番号	879-1		
見積価額	¥1,787,000	公売保証金	¥200,000
登録番号	TBC75-08-347660	会員権の種類	共有持分権付施設相互利用権
契約年月日	平成30年11月30日	保証金の額	241,123円(令和6年2月現在)
事業主体	リゾートトラスト株式会社		
譲渡承認	事業主体による承認が必要		
交通機関	ゆりかもめ 東京ビッグサイト駅 西方約400メートル(道路距離)		
名義書換手数料	令和6年2月現在 550,000円(消費税及び地方消費税を含む。)		
運営管理費等	年額151,800円(消費税及び地方消費税を含む。)	左記の調査時期	令和6年2月
未納運営管理費等	334,100円(消費税及び地方消費税を含む。)	左記の調査時期	令和6年2月
特記事項	<p>公売財産1の会員権の権利内容は、リゾートクラブ関連施設等の相互利用権、公売財産2の建物内に所在する備品等の共有持分(450分の1)、償却保証金の返還請求権である。</p> <p>公売財産2は、「東京ベイコート倶楽部」の不動産共有持分である。</p> <p>施設は、会員の相互利用に供され、その利用は、施設利用契約書、管理規約、会則、細則及び利用規程による。</p> <p>公売財産は、共有名義にはできないため、共同入札はできない。</p> <p>会員権の譲渡についての留意事項は、次のとおりである。</p> <p>① <u>名義変更の承諾が得られない場合は、売却決定を取り消す</u>ので、大阪国税局徴収部特別整理総括第二課まで速やかに申し出ること</p> <p>② <u>名義変更の承諾が得られた後に売却決定通知書を送付する</u>ので、買受人は速やかに名義変更手続きを行うこと</p> <p>③ 会員権の権利移転に伴う費用(各種公的証明書発行手数料等を含む。)は<u>買受人の負担</u>となること</p> <p>不動産の共有持分の所有権移転登記は、事業主体の譲渡承認を確認した後に行う。</p> <p>償却保証金は、年7.4%の割合で償却される。</p> <p>買受人は、会員権の名義変更時から5年間は公売財産を譲渡することはできない。</p> <p>運営管理費等の未納額については、名義書換手数料とともに、買受人が負担すること。</p> <p>会員権の詳細については、事業主体に問い合わせること。</p> <p>(問合せ先)</p> <p>リゾートトラスト株式会社 東京業務室 電話(03)6731-0719</p> <p>そのほか、公売手続に関する内容については、大阪国税局徴収部特別整理総括第二課に問い合わせること。</p>		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。</p> <p>2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。</p> <p>4 執行機関(国)は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対</p>		

売却区分番号	879-1		
見積価額	¥1,787,000	公売保証金	¥200,000
	<p>して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。</p> <p>5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。</p> <p>ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p> <p>8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		
陳述書等の提出について	<p>この公売財産は、不動産を含むので、入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。</p>		